

教育庁等職員の懲戒処分について

北 海 道 教 育 委 員 会
 令 和 元 年 (2 0 1 9 年) 1 2 月 4 日 付
 担当 総務政策局総務課人事グループ 内線 35-103

番号	被処分者	処分内容	事 案 の 概 要
1	本庁 専門主任 男性 (42歳)	減 給 2 か月 (給料の 10分の1)	<p>平成28年度(2016年度)から29年度(2017年度)までの間、市町村から受理した公立学校施設整備費補助金等の財産処分承認申請書等について、書類の内容を審査し文部科学省に提出すべきところ、事務処理を怠った。</p> <p>また、平成28年度(2016年度)の公立文教施設整備等都道府県事務費交付金に係る物品購入等の契約について、契約関係書類の作成を怠った上、業者の請求に対して定められた支払期限を越えて支出する不適切な事務処理を行った。</p> <p>(管理監督者：文書訓告2名)</p>
2	道北地方教育局 係長 男性 (44歳)	減 給 1 か月 (給料の 10分の1)	<p>平成30年(2018年)6月から平成31年(2019年)3月までの間、教育局の主催事業(4回)に関し、講師への謝金及び旅費に係る支出の事務処理を行わず支払いを怠るとともに、未払いの事実を隠す目的で虚偽の回答をした。</p> <p>(管理監督者：文書訓告2名)</p>